

そろそろ今年の贈与を考えよう！

●暦年贈与は7年分相続財産へ加算

暦年贈与では“年110万円以下の贈与なら贈与税が課税されない制度。家族だけでなく、他人への贈与にも幅広く使える制度です。

◆18歳以上子や孫向け贈与に有利な軽減税率

祖父母や親から18歳以上の子や孫への贈与では、“特例税率”といって普通の贈与より低めの税率で贈与税を計算できます。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	贈与の相手方			
	18歳以上の子、孫		左記以外	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円 超	55%	640万円		

◆生前贈与加算（7年間）

贈与後7年以内に相続が発生した場合、相続人は、生前に受けた贈与額を相続財産に加えて相続税を計算する必要があります。加算対象となるのは、3年以内贈与財産合計と、4～7年前の贈与額合計から100万円を控除した残額です。

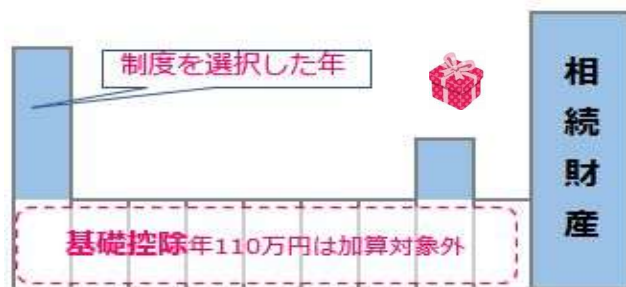
※改正年の関係で、相続前7年分の加算が必要となるのは、2031年1月以降の相続から。

●相続時精算課税は高額も少額も可能に

相続時精算課税制度は、累計2,500万円までの贈与について贈与税を非課税とし、代わりに相続発生時には相続財産に加算して相続税を課税するものです。

相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の父母／祖父母（直系尊属）
受贈者	満18歳以上の子、孫（直系卑属）
贈与税の計算方法	・累計2,500万円まで：非課税 ・上記超過部分：20%の贈与税
非課税枠	・累計：2,500万円まで ・暦年：110万円まで
利用上の注意点	税務署長へ「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要 一度この制度を選択すると、取消できないので、要注意！



2024年から“基礎控除110万円”とする制度が登場。110万円以下の贈与なら“贈与税”も“将来の相続税”もかからずに済むようになりました。このおかげで、相続時精算課税制度は大型贈与だけでなく少額贈与でも使える仕組みに！



●贈与制度の使い分けのポイント

◆孫への少額贈与には“暦年贈与”を！

通常、孫は法定相続人にならないので、暦年贈与で贈与しても生前贈与加算の対象外！（遺言等で孫が財産を引き継ぐ場合は、生前贈与加算の対象です。）

◆若いうちの贈与なら、子への暦年贈与も低リスク

生前贈与加算は相続発生時の制度。親御さんが若いうちに贈与を始めれば、心配はほとんどありません。

◆高齢親の少額贈与は相続時精算課税制度が有利

相続が近い高齢の親御さんから子への贈与は、相続時精算課税制度の非課税枠内での贈与なら、生前贈与加算を避けることができます。

◆高額資産や収益物件贈与なら相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、1度に最大2,610万円を無税で贈与できる点が特長。自社株や不動産などの贈与に向いています。将来の相続税は“贈与時の価格”

で計算するので、値上がりが見込まれる資産や収益物件の贈与にお勧めです。

◆財産の名義変更に利用する手も

将来の相続税がかからない場合でも、早いうちに自社株や自宅などの名義変更にも利用できるのも、生前の財産分与からも相続時精算課税制度は有効です。

◆贈与者ごとに制度を選ぶ

父は“相続時精算課税制度”、母は“暦年贈与”を活用といった夫婦で異なる制度の利用もOKです。二人から贈与を受けた場合でも、基礎控除はそれぞれ110万円ずつ使える点もメリット。

◆贈与税がかからない支援方法もお忘れなく

祖父母は扶養義務者なので、孫の生活費や学費を支援しても贈与税の対象外！お金を孫へ渡さず、学校や塾へ直接送金することがポイントです。